

# 会 員 規 定



一般財団法人南アジア友好協会  
SOUTH ASIA FRIENDSHIP ASSOCIATION

# 会 員 規 程

## 第1条(目的)

本規定は一般財団法人 南アジア友好協会(英文:South Asia Friendship Association(略称 SAFA))(以下本協会という)が設置する会員(以下会員という)制度の運営について、協力と理解を高めることにより、当会の事業活動の維持に資する事を目的とする。

## 第2条(会員の種類及び資格)

会員は、正会員、賛助会員の二種類とし、各会員の資格要件は、以下の通りとする。

### ① 正会員

次に掲げる本協会の目的及び事業に賛同して入会した個人、法人及び任意団体等とし、理事会の承認を得たものとする。

### ② 賛助会員

本協会の事業を賛助するため入会した、個人、法人及び任意団体等で、代表理事の承認を得たものとする。

### 「本協会設立の目的」

日本と南アジア諸国並びに開発途上国において「児童の権利に関する条約」を規範とし、児童の支援・救済・福祉増進に寄与するため国際理解の向上、国際協力の実施を促進する。更に日本とこれらの国々との経済、産業、農業、医療、介護、技術、科学、教育、芸術、文化、平和等の各分野の発展・振興において発生する諸課題の解決に資する為の、国民的な合意形成に努めると共に、グローバルな活動を展開し、開発途上国の人材育成事業、開発途上国の経済、産業、農業、医療、介護、技術、科学、教育、芸術、文化、平和等各分野の発展、国際相互理解の促進及び我が国の社会と各分野の健全な発展を図り、寄与することを目的とする。

### 「本協会の事業」

前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1)「児童の権利に関する条約」に関する知識の普及と啓発。
- (2)児童の支援・救済・福祉増進活動。
- (3)前1、2号の事業等を遂行するための募金活動、チャリティーイベント、セミナー等の企画、実施
- (4)開発途上国からの、外国人技能実習生受入事業及びこれに関する無料職業紹介事業。
- (5)技術者・技能実習者及び看護師・介護士等の海外と日本の人材交流(無料職業紹介含)及びそれに係る教育事業。
- (6)開発途上国と日本のインターシップを始めとする、相互の人材育成事業・交流事業。
- (7)日本国内の人材の日本企業への有料職業紹介事業。
- (8)企業の経営に関する調査研究及び支援事業。
- (9)企業の海外進出に関する調査研究及び支援事業。
- (10)国際相互理解のための留学生関連事業における案件形成、調査、研究、実施及び評価。
- (11)国際相互理解のための日本語学校、外国語学校及び日本語学校教師、外国語学校教師の育成機関の運営。
- (12)国際協力及び支援事業(経済、産業、農業、医療、介護、技術、科学、教育、芸術、文化、平和等)
- (13)現地視察等各種視察団の派遣並びに受け入れに関するサポート事業。
- (14)国際医療交流コーディネーターに関する事業。

- (15)以上の事業に関する普及啓発事業、関連出版事業、インターネットサイト開設運営事業等。  
(16)前各号に附帯関連する一切の業務及び事業。

### 第3条(会員に対する活動)

本協会は、第1条の目的を達成する為に、会員に対し、以下の活動を行なう。

- (1)第1条の目的を達成する為に必要な活動。
- (2)本協会が作成又は発行する資料の提供。
- (3)本協会ホームページ上での会員紹介。但し任意とし個々の意向を遵守するものとする。
- (4)本協会のイベントなどの優先案内。

### 第4条(入会)

会員の入会については、以下の通り定める。

- (1)会員の入会について、所定の入会申込書に記入、捺印し、正会員は理事会、賛助会員は代表理事の承認を得ることとする。

### 第5条(変更届出)

入会時に届出た、入会申込書の内容に、変更が生じた場合は、会員は遅滞なく、所定の登録用紙の提出により変更事項を届出るものとする。

### 第6条(会費の納入及び入会金、会費、特別寄付金)

入会の承認を得た正会員は、次に掲げる入会金、会費の納入をもって会員となる。

賛助会員については、次の通りとし、会費の納入をもって賛助会員となる。

尚本協会が定める、入会金及び会費については、以下の通り定める。

- (1)正会員。

入会金

個人一口 ¥12,000 円 (入会時のみ)

法人一口 ¥12,000 円 ※法人は 10 口とする。(入会時のみ)

会費

個人 ¥0円

法人 ¥5,000 円/月(振込手数料は会員負担)

・初年度については入会時一括納金とする。(振込手数料は会員負担)

・次年度からの会費の年払いの振込手数料については本協会負担とする。

- (2)賛助会員の会費は、次の通りとする。

入会金

個人、法人とも ¥0円

会費

個人 1 口 ¥12,000 円/年

法人 1 口 ¥12,000 円/年 ※法人は 10 口以上とする。

- (3)会員の会費は、本協会の判断で変更する場合がある。但し、事前通知するものとする。

- (4)特別寄付金について、理事会の承認、必要と決定したる場合、その内容、使途等を明確にし、インターネット、書簡等により公募するものとする。

## 第7条(会員特典)

会員は次の特典を享受することができる。

- (1) 本協会が適宜刊行する刊行物を受けることができる。
- (2) メールリストに登録し、メール等による情報提供を受けることができる。
- (3) 本協会が出版する出版物は、割引料金で購入できる。
- (4) 本協会が主催する研修会、セミナー、イベント等に割引料金で参加することができる。

## 第8条(会費使途)

第6条の会費及び入会金は、毎事業年度における合計額の50%以上を、当該年度の公益目的事業に使用する。

## 第9条(期間)

入会申込月(申込月含む)から1ケ年と定める。

期間満了の3ヶ月前までに退会の申出が無く、本協会が会員として承認した場合は、翌年度も会員として資格を継続する。

## 第10条(入会期間と会費)

会員は、第6条に定めた会費を、更新月の前月までに支払うものとする。(銀行振り込み)

## 第11条(退会)

会員が退会する場合、書面にて退会する旨本協会に申出るものとする。

## 第12条(除名)

本協会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、除名する事ができる。  
その際、すでに受領した会費等の金員の払い戻しはしないものとする。

1. 本協会の事業を妨げ、または妨げようとした場合。
2. 会費の滞納があった場合。
3. 故意又は重大な過失により、当会の信用を失わせるような行為をした場合。
4. 公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為をした場合。
5. 犯罪その他の信用を失う行為をした場合。
6. 反社会的勢力に所属、関係している事が判明した場合。
7. 入会申込時の記述事項や情報に虚偽の事実があることが判明した場合。
8. 破産手続開始、法人倒産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくはこれらに類する手続の開始があった場合。
9. その他、本協会理事会が会員として、不適切であると認めた場合。

## 第13条(本協会の免責事項)

本協会は、事業の完全な運営に努めるが、事業の中断、運営の停止又は廃止及び変更等によって、会員に損害が生じても本協会は免責されるものとする。

但し、事前に書簡やホームページにて公開するものとする。

#### **第14条(個人情報の取扱)**

本協会は、会員に関して知り得た個人情報を、以下の各号の場合、第三者へ開示、提供できるものとする。

1. 当該個人の同意がある場合。
2. 裁判所の令状に基づき開示を求められた場合。
3. 個人情報の保護に関する法律及びその他の法令に基づく場合。

#### **第15条(事業の廃止及び変更に関する通知)**

本協会は、運営上、技術上などの理由により、事業を全部または、一部廃止或いは事業変更することがある。但し、事業を全部または一部廃止或いは事業変更するときは、関係諸官庁の認定を受けた上、会員へ通知するものとする。

#### **第16条(その他)**

会員について本規約に定めない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

附則 この規約は2015年8月24日より施行する。